

明けましておめでとうございます。

組合員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

新型コロナウィルス感染症の拡大が私たちの生活や業務遂行に多大な影響を与える中、これまで経験したことのない環境下での年末年始繁忙、誠にお疲れさまでした。

新年を迎えてもコロナウィルスの感染は収まることなく、むしろ爆発的な感染再拡大といった様相を呈しており、ついには首都圏一都三県に再度緊急事態宣言が発令されました。

そんな中、当初予定していた9日（土）の支部拡大執行委員会並びに支部旗開きを中止するという決断に至りました。

また、このような現状では毎年恒例の新春ボウリング大会の開催も断念せざるを得ませんでした。

期待されていた組合員の皆様には大変申し訳なく思いますが、ご理解いただきたく存じます。

代わりにではございませんが、

大抽選会を実施させていただきます（詳細裏面）。

すでに1/8（金）締切と告知済みでしたが、

1/18(月)まで締切を延長いたします。

多数のご応募をお待ちしております。

「友愛 創造 貢献」の精神で今年も頑張ろう！



新東京組合員大抽選会

○応募方法

組合員のみ応募可能。

官製はがきに住所、氏名、所属分会、質問に対する答えを書いて投函。

=宛先=

〒137-8799

東京都江東区新砂 2-4-23

J P 労組 新東京支部 あて



★質問★

J P 労組シンボル・フレーズは

「〇〇 創造 貢献」 〇〇に入る漢字 2 文字は?

○応募締切

2021年1月18日(月) 支部必着。

抽選方法

1月19日(火) 以降に支部執行委員にて厳選なる抽選を実施。

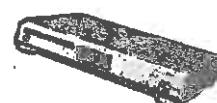
○当選者への通知と商品発送

分会担当役員から当選のお知らせと商品を発送する際のあて先の確認があります(当選商品は全て自宅直送)。

○その他

・景品は任天堂スイッチや液晶テレビ、レコーダーや健康グッズ等 11 品を準備(新東京支部分会数が 11 分会のため 11 とします。)

・組合員おひとり様 1 件の応募でお願いします。



日刊

JP 新東京

No.2936

2021年
1月13日(水)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

コロナ特措法改正

罰則導入に更なる議論の余地はないか？

新型コロナウイルス特別措置法の改正に向け、政府が与野党との調整を急いでいる。近く召集される通常国会で早期成立を図る方針だ。

府は「（この）でも泥縄対応の批判を免れまい。

唐突に方針を転換したのは第3波の感染拡大が止まらず、高まつた後手批判への焦りだろう。だが、本来ならこうした事態も想定して法整備をしておくのが政府の責務だ。認識の甘さを猛省すべきである。

感染拡大を抑止するためには、知事による要請の実効性を高める

法改正は必要だ。ただ、焦点となつていていた昨春は、パチンコ店が休業している休業や時短の要請に従わぬ事業者への罰則導入は、慎重な理や本格的な検討を怠ってきた政

保するための罰則規定や補償の明記などの提言を重ねてきた。

これに対し、安倍前政権と菅政権は法改正のタイミングは「事態収束後」という認識で議論を先送り。先の臨時国会でも野党4党が改正案を共同提出したが、会期延長に応じず閉会している。

ただ、既に感染「第3波」の拡大に歯止めがかからず、首都圏1都3県を対象にした再度の緊急事態宣言が先行した。これまで時間があつたにもかかわらず、論点の整理や本格的な検討を怠ってきた政

府は「（この）でも泥縄対応の批判を免れまい。

全国に緊急事態宣言が出され、感染拡大を抑止するためには、知事による要請の実効性を高める法改正は必要だ。ただ、焦点となつていていた昨春は、パチンコ店が休業している休業や時短の要請に従わぬ事業者への罰則導入は、慎重な

菅義偉首相は記者会見で「罰則で強制力を付与し、より実効的な対策を可能にしたい」としている。政府は行政罰である過料を科すことなどを想定しているようだ。

与党側は、休業や時短に応じた

事業者との公平性を保つ観点から罰則に理解を示している。かたや野党側は財産権など国民の権利侵害を懸念して慎重姿勢を崩しておらず、溝が埋まるかどうかは見通せない。

特措法は、個人の自由や権利の制限を「必要最小限のものでなければならぬ」と定めている。

私権制限は憲法とも絡む重いテーマである。政府のコロナ対策分科会のメンバーにも「本来は国民に幅広く意見を聞くべき課題だ」と懸念する声があるのは当然だろう。

一方、要請に応じた事業者への

財政支援に関しては、既に自治体が国の交付金を充てる枠組みがある。政府が検討している新設規定の内容はまだ不明だが、野党には補償水準を重視する意見も出ている。

政府は今回の感染拡大抑止策の「急所」を飲食店とするが、長引くコロナ禍に苦しい経営を強いられている事業者は多い。

罰則よりも補償の義務化を優先させたい野党には「合意できるところから改正を」との指摘もある。検討に値する考え方ではないか。罰則に関しては、議論できる時間は浪費してきた政権側が、強引かつ性急に結論を出すことがあってはならない。

【L】

医療共済 マイガードに入ろう 加入隨時募集中

割安な掛金の医療共済です。補償額が入院1日、3千円、5千円、1万円から選べます。医療に関する保険に加入していない人はまず入っていた方が良い共済です。入院、手術や骨折、1日入院なども対象となります。病気が発見されてからでは加入できませんので、検査を受ける前に加入しておきましょう。深夜勤での疲労の蓄積は思わぬ病気を引き起します。ぜひとも検討を…。
詳しくは組合役員まで…

緊急事態宣言発令を受けた日本郵便としての 対応（1都3県）

日本郵便から、昨日、政府から発令された緊急事態宣言を受け、日本郵便としての対応として緊急指示文書を発出するとの説明を受けたことから周知する。なお、1都3県における当面の対応は以下の通り。

1. 感染拡大防止策の徹底

出社前の検温、体調不良時の管理者報告の徹底、食堂等での3密回避等の徹底。

2. 営業関係

営業活動については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況をふまえ、電話やメールを活用するなどして、顧客訪問を極力控える。

なお、お客様のご意向等により訪問する際は、マスク着用等、感染拡大防止に十分努める。

(1) 金融営業

ご契約内容確認活動やアフターフォロー等は、書面の郵送又は電話で実施（対面による手続きが必要な満期等については、お客様のご了解をいただいた上で、来局（予め来局日時を予約）のご案内又は訪問。

(2) みまもりサービス

定期訪問（ご意向確認を含む）を控える

(3) 物販

DMや架電による積極的な来客誘致実施不可

3. 業務関係

(1) 郵便・物流

作業の流れ、業務量動向等を勘案して、時間帯ごとの出勤社員数の抑制が可能と判断する場合は、要員配置見直しを実施。

早期に作業が終了した社員で、管理者が他担務の応援が不要と判断する場合は、局内の待機を避けるため、特別休暇を付与し早期帰宅を実施。

(2) 窓口

同種の業務を複数の窓口で提供している場合において、郵便局窓口の業務取扱量等を考慮し、郵便局の状況に応じ可能な場合は窓口数の削減を実施。

(3) コンサルタント

金融営業の取組（ご契約内容確認活動やアフターフォローの取組等）及び窓口の混雑状況等を勘案し業務応援を実施。

業務応援については、現在の窓口ロビーでの業務応援（コンシェルジュ等）に加え、窓口事務室での業務応援を実施可とする。

金融営業（ご契約内容確認活動やアフターフォローの取組等）の取組状況や窓口への業務応援状況を勘案し、お客さま対応や業務運行等に支障がない範囲で活動計画の見直しを実施。

(4) 総務部等の共通業務

出張抑制に伴う旅費業務の縮小等に伴い、業務上の必要性を勘案して要員配置見直しを実施。

(5) 特別休暇の付与

上記(1)～(4)を実施し、社員の出勤抑制等をした場合、特別休暇を付与する。なお、一部の社員に偏らないよう配慮する。

4. 実施期間

緊急事態宣言が終了するまでの間とする

5. 今後の対応

本部は、コロナ禍における対応としてこれまでと同様の視点に立ち、社員の安心安全を第一義に、会社に緊急事態宣言の重みを質し、前回同様の対応を求めてきた。しかし、会社は「今回の緊急事態宣言の発令内容は、前回と内容や状況が違う」等の理由により、本部が求める対応とは隔たりがある。

本部からの求めとして、例えば、政府等から求められている感染拡大防止に向けた出勤社員数の抑制対応は不十分であると強く指摘しており、テレワーク等のさらなる拡大や通常業務が早く終了した際には管理者判断により特別休暇を付与すべきである等の求めを行っている。

また、緊急事態宣言が発せられる中にあっても、日本郵便には「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」としての業務継続が求められており、そうであるからこそ、感染防止対策を徹底して講じることこそが会社の責務であると強く申し入れ、会社との対応を継続していく。

以上

第13回定期全国大会議案に対する東京地本の見解

東京地本は、第13回定期全国大会議案に対し、本部提案について賛成の立場で見解を示し、中央本部の考え方について求めることとし、支部代表者会議において東京の意見を取りまとめることとします。

1. 2021春季生活闘争の展開

- (1) 連合の2021春季生活闘争方針では、今時闘争における賃上げ環境は例年とは大きく異なるとは認識するとしつつも、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み方を堅持する中で、引き続き月例賃金の絶対額の引き上げにこだわり、「賃金水準追求」に取り組むとしています。具体的には、定期昇給相当分2%の確保を大前提に、「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自立的成長の両立をめざすとしています。
- (2) 同一労働同一賃金の実現に向けた取り組み等について、ガイドライン案等の検討状況を注視し、18—19春闘交渉を通じ一定の結論を見出していました。組織内議論においては、一般職と地域基幹職等の待遇差や60歳までとシニアスタッフ等の待遇差等についても解消をはかる必要があるとの問題提起を受け、特に一般職と地域基幹職等の待遇差の解消に向けた検討・議論を行ってきたとしています。他方、労働契約法旧20条裁判結果において、祝日給、病気休暇については新たに検討が必要となり、夏期冬期休暇についても再検討が必要としています。さらには、「勤続期間」についても改めて検討するとされており、本部議案で示されている問題意識等について、今後丁寧な組織内議論の必要があると考えます。
- そして、具体的組み立てで示されたあるべき姿の実現に向けた行程（イメージ）①時給制契約社員等の正社員化（一般職への登用）、また、可能な限り手当の廃止をはかり、その財源を基本賃金に移管し、一般職と地

域基幹職2級以下の基本賃金の一本化、②「J P労組が考える事業ビジョン（案）」をもって組織内検討を進め、第14回定期全国大会における策定、③より機動的な態勢とすることを前提とした必要労働力数とあるべき労働力構成等の見出し、についても、「基本的な方向性」で示された公平性と持続性を追求することを前提に、あるべき姿をめざしていく議論を積み上げていきます。

- (3) 要求交渉の基本的な考え方として、格差是正や底上げ・底支えの実現に向け、その実現可能性を見出しながら複数年かけて取り組む展望や、同一労働同一賃金の実現に向けた将来のあるべき姿を見据え、着実に格差是正をはかっていく道筋を見出していくこと、主要四社一体での要求交渉の組み立て、トータルの必要労働力数とあるべき労働力構成等を見出していく考えに立ち、現在の要員課題等への対処とその後の取り組みの連動、ワーク・ライフ・バランスの推進について提案されており、その考え方について受け止めることとします。
- (4) 具体的な交渉展開での経済要求の組み立てとして、定期昇給分の上乗せを確保した上で、正社員の一時金水準堅持のほか、一般職全体の賃金改善、地域基幹職等を含めた初任賃金および若年層の賃金改善が不可欠との認識をもち、トータル2%水準の賃金引き上げを求めるとしています。その上で①正社員の賃金改善として、一般職と地域基幹職等の賃金差改善分に充当する、②月給制・時給制で働く仲間について、正社員登用を希望するアソシエイト社員等の正社員化（一般職への登用）の拡大に要する賃金等改善分に充当する要求交渉を展開するとしています。これまでのペア・時給単価の引き上げ要求方式から、要求原資を同一労働同一賃金の実現に向け、これまでの組織内議論を踏まえての優先順位を定めて、改善を求めていくことから、東京地本としては一定受け止めることとしつつも、まずは組織内での理解と議論をはかった上で、交渉対応の強化を求めます。
- (5) 働きやすい環境づくりとして、「新しい生活様式」や新型コロナウイルス感染症への対応方針を踏まえた職場環境の整備等、労働安全対策の充実に向けた付帯的対応策の検討とその徹底、長時間労働のは正、必要な労働力の確保、関連子会社との要求交渉の展開が提起されており、それぞれの実現に向けて、交渉強化を求めます。

日
刊

JP新東京

No. 2939

2021年1月18日(月)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784

内線 4353

<JP 労組新聞 速報版>

春闘 NOW

(運動編)

第1号



新たな仲間をJP労組に迎え入れ

JP労組の影響力を高めよう！

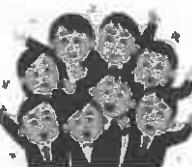
～第2次組織拡大取組強化期間はじまる～

1月12日(火)～3月19日(金)

2021春季生活闘争に向けて、JP労組の会社への影響力を高めるためには「数は力なり」、JP労組に加入していない1人でも多くの職場の仲間をJP労組に迎え入れ、組合員数を増やすことが重要です。

【JP労組の役割】

- ・組合員の雇用を守る
- ・日本郵政グループで働く仲間の労働条件の維持・向上をめざす



【JP労組の必要性】

職場で悩みや課題があっても、社員が1人で会社（経営陣）と交渉する場を設定することは、非常に難しいと言わざるを得ません。郵政事業で働く多くの仲間がJP労組に結集することにより、JP労組が働く仲間を代表して、会社と交渉を行っています。

JP労組の組合員が多いほど、会社へのインパクトは大きくなります。

JP労組に加入されていない社員の皆さま

日本郵政グループは、様々な要因等が相まって厳しい経営状況が続くことが予想されます。また、非常に速いスピードで目まぐるしく社会が大きく変革している中、私たちの働き方も多様化しています。

「会社の将来が不安」「私たちの仕事や働き方はどう変わるの?」。。。

あなたの悩み・将来への不安は、JP労組に加入して、ともに解決していこう!

25万人の仲間づくりへ

242,694名

1月8日現在

春闘の交渉情報など、最新情報をJP

労組ホームページに掲載しています!

是非、ご覧ください!



新東京支部ホームページに アクセスしてみよう

新東京支部ではホームページを開設しています。支部機関紙「日刊新東京」もバックナンバーで掲載されています。組合員との情報の共有化や支部の予定、活動報告、レクの写真などが見ることができます。左のバーコードからあなたの持っているスマホで簡単にアクセスできます。



<http://jpu137.cafe.coocan.jp/>

緊急事態宣言の発出に 伴うかんぽの宿の対応

政府が緊急事態宣言を発令したことを受け日本郵政宿泊事業部より、全かんぽの宿を対象に「緊急事態宣言の発出に伴うかんぽの宿の対応」を指示する旨、情報提供があった。

1. 指示内容の概要

(1) 緊急事態宣言の対象区域に所在する施設の取組

基本的に営業を継続することとし、①食事を伴う宿泊は客室稼働率の制限や、②宿泊者等に対する飲食の提供方法、③営業活動等の制限 一等について指示している。なお、社員の勤務については、感染防止対策を徹底した上で、宿運営に必要な業務を行うとし、自治体から休業要請等があり休館する場合は、社員の勤務に係る具体的な対応について別途指示するとしている。

(2) 全宿共通の取組

これまで指示してきた「かんぽの宿における新型コロナウイルス感染症への対策」を徹底するよう再周知するとともに、除菌対策等の徹底を行うとし、①利用者および社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応や、②意見交換会・懇親会等の禁止等、③会議、出張等の制限 一等について示している。加えて、自治体から休業・使用制限等の要請・協力依頼があった場合は、その要請等に適切に対応するものとしている。

なお、緊急事態宣言の対象区域が拡大された場合、拡大された区域に所在する宿は、（1）緊急事態宣言の対象区域に所在する施設の取組に従って対応するとした。

2 主な会社対応と今後の取り組み等

（1）本部は新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、あらためて社員に対する安全配慮の徹底をはかるため、これまで指示している感染防止策を徹底することが大切であり、加えて、かんぽの宿の利用者から感染確認者を出さないための対策を講じるよう申し入れた。会社は、提供料理の絞り込み、配膳時間・回数の工夫等、3密対策の継続実施、希望者への客室配膳の継続実施等、飲食時のサービスについて徹底していくとしている。

（2）昨年末からGoToトラベルが停止するなかでキャンセルや出控え等による利用者の減が続いている中で、業務運行に必要な要員での営業にするべきと認識している。また、自治体から休業要請等があり休館する場合は、社員の勤務に係る具体的な対応について別途指示するとしている。そのような場合の対応について感染防止の観点からも、業務運行に支障を来さない範囲内で最低限の者が出勤することとし、その他の者の勤務については、特別休暇等を準用するよう求めている。会社は休業等を要請されていない状況にあることから別途とするが、これまでの運用してきた休館期間中の社員に対する対応及び服務等をふまえつつ判断していくとしていることから、継続して会社の考え方を質していく。

（3）本部は、政府・自治体等の対応や報道等を注視しつつ、かんぽの宿における各種取り組みについて宿泊事業支部と連携し確認し、必要な措置を講じるよう会社に対し引き続き求めていく。

施政方針演説

「国民に言葉は響いたか」

通常国会が開会した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が再発令される中での論戦が始まる。

焦点は、そのコロナ禍への政府の対応だ。菅義偉首相は施政方針演説で、「この闘いの最前線に立ち、難局を乗り越えていく」と表明した。国民の命と健康を守り抜くと強調する一方で、これまで感染防止との両立を掲げていた「経済重

視」の文言は使わなかった。

首相は昨年10月の所信表明演説で「爆発的な感染は絶対に防ぐ」と言明した。しかし観光支援事業「Go To トラベル」などを統け、わずか3カ月足らずで宣言の再発令を余儀なくされた。

後手に回った政府の対応に向けられる国民の厳しい目を意識しているのだろう。国民生活に再び制約を強いることに「大変申し訳な

い」と述べた。
だが、これまでの感染防止対策が適切だったのかどうかについて検証や反省の弁はなかった。演説からは現状認識の甘さと責任回避の姿勢が浮かぶ。

緊急宣言の解除についても「ステージ3」「感染急増」の状態だ。具体的な基準や方針を示さないと、危機感や切迫感は伝わらないだろう。響く言葉がなければ、国民との信頼関係を築くことは難しい。

政府が早期成立を目指す新型コロナ特別措置法と感染症法の改定案にも懸念がつきまとう。首相は「議論を急ぎ、早期に国会に提出する」と述べたが、その内容については慎重な検討が欠かせない。

日刊
ア新東京

No.2941

2021年
1月20日(水)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

いずれも感染対策に協力しない國民や事業者、医療機関などに罰則を科す内容だ。「無策を棚に上げ、法律に強制力がないから改正するというのは極めておかしい」と野党が反発するのも理解できる。

感染拡大を止められない状況に焦っているのではないか。問題は、政府が感染対策について國民の理解と協力を得るための努力を怠つてきたことにある。私権の制限につながる罰則を設ければ、かえつて反発を招くのは目に見えている。国

会では丁寧な議論が求められる。

首相は「長年の課題について、この4カ月で答えを出してきた」と強調し、経済成長の原動力として挙げた脱炭素社会の実現やデジタル化推進に意欲を示した。秋までに行われる衆院選をにらみ、成果をアピールしたい本音が透ける。

一方で「政治とカネ」の問題については多くを語らず、踏み込み不足が目立つた。安倍晋三前首相の元公設秘書が罰金刑を受けた「桜を見る会」前日の夕食会の費用補填問題を巡り、官房長官当時の自身の国会答弁が事実と異なつていた点だけを謝罪した。

だが、首相に近いとされる元法相の河井克行被告と妻の参院議員案里被告の選挙買収事件や、在宅起訴された吉川貴盛元農相の贈収賄事件など一連の事件には触れなかつた。

首相は「国政をあずかる政治家にとって、何よりも國民の信頼が不可欠である」と述べた。そう言い切るなら、政治の信頼回復に向けた取り組みや防止策を示し、実現に向けてリーダーシップを發揮すべきだと思う。

【Y】

医療共済 マイガードに入ろう 加入隨時募集中

割安な掛金の医療共済です。補償額が入院1日、3千円、5千円、1万円から選べます。医療に関する保険に加入していない人はまず入っていた方が良い共済です。入院、手術や骨折、1日入院なども対象となります。病気が発見されてからでは加入できませんので、検査を受ける前に加入しておきましょう。深夜勤での疲労の蓄積は思わぬ病気を引き起こします。ぜひとも検討を…。
詳しくは組合役員まで…

内容証明郵便物等に関する研修の実施、謄本保存状況の点検・報告等への対応

1. 概要

- (1) 郵便局において謄本の亡失事故が発生したため、研修を実施の上、自局の保存箱等の保管状況を点検し、研修結果および保管状況の点検結果の報告を求めるもの。
- (2) また、送達報告書写しの保管方法(収納した箱等への表示および保管簿(兼処分簿))を変更(様式を統一)するもの。

2. 取組内容

(1) 対象局所

支店統合局および郵便専門局(内容証明を取り扱う郵便局に限る)

(2) 取組内容

ア 研修の実施および実施結果の報告

① 管理者および謄本保存責任者に対し、内容証明郵便の謄本の適正な保存に関する研修を実施し、研修の実施結果を支社・本社に報告。

② 実施者

局長(管理者に対し実施)、管理者(謄本保存責任者に対し実施)

③ 指導内容

- 本事案の概要
- 謄本の取扱いに関する禁止事項(謄本の回覧、自局処分等)
- 謄本の点検および立会いの徹底
- 謄本亡失の疑い等を発見した際の速報 等

イ 謄本の保存状況の点検および点検結果の報告

自局で保存している内容証明郵便物の郵便局保存謄本の保存状況を点検。点検結果を支社・本社に報告。

ウ送達報告書写しの保管方法の変更

送達報告書写しについて、謄本と同様、郵便法上の保存義務があり、万一亡失した際には総務省への報告等が必要になることから、誤廃棄等の事故を防止するため、マニュアルに定める送達報告書写しの保存方法を変更。

※ 準備でき次第、前月分の送達報告書写しから保管方法を変更（過去分に遡って保管方法の変更不要）。

※ 窓口機能においては、送達報告書写しの保存方法についてマニュアルに規定していないところ、本指示文書により、郵便物流機能と同様の方法により保存等実施。

（3）スケジュール

1/29（金）までに研修および点検結果を支社に報告（支社は
2/5（金）までに本社報告）

3. 主なやりとり

本部は、本件のきっかけとなった事案について質した。

会社は、本社直轄の検査室が検査を郵便局で実施した中で発覚したもので、調査の結果、亡失の原因究明には至らなかつたが、当該局では、マニュアルに基づく点検を形式的に実施する等の遺漏が認められたとの見解を示した。

本部は、5年間保管の必要性はもとより、アナログ的な保管ではなくデータ化しての保存などシステム化した見直しを行うよう求めた。

会社は、総務省との調整等が必要であるものの、ペーパーレス化の視点や、ご指摘の中身をふまえ検討していくとした。

なお、今回、金融窓口セグメントのエリアマネジメント局では行わない理由については、亡失等の発生局が単マネ局に集中しているために先に行うもので、送達報告書写しの保管方法の変更については、単マネ局における取組状況をふまえ、今後、エリアマネジメント局についても取り扱いの変更を検討するとの見解を示した。

また、送達報告書写しの1年間の保管方法についても、同様に、システム化に見直すことを含めて検討していくとした。

日刊	JP 新東京	No.2943	2021年1月22日(金)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

新型コロナウイルスのセルフPCR検査検体を 内容とする郵便物等の取扱いへの対応

日本郵便から標記について説明があったことから、周知する。

1. 概要

新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体を内容とする郵便物等（以下、「対象郵便物等」という。）について、検体輸送の社会的要請に応えるとともに、お客さまおよび日本郵便社員の安全を確保するため、同郵便物等の差出方法等についてお客さまに周知するとともに、全郵便局に対し取扱方法の指示を行う。

※官公署、細菌検査所、医師または獣医師が差し出す検体は、本件取扱いの対象外

セルフPCR検査とは、
医療機関等に赴いて検査を受ける方法とは別に、民間の検査事業者から
自宅等に送付されたPCR検査キットを利用して自身で唾液等の検体を
採取し、その検体を返送して検査結果をメール等で受け取る方法の検査。

2. 基本的な考え方

- (1) 各種病原体の有無等を検査するための血液、尿等の「検体」については、直ちに郵便禁制品に該当するものではなく、送達中にき損や他の郵便物等に損傷を与えないよう適切に包装いただければ、郵便物等として差し出すことが可能。
- (2) 新型コロナウイルスの検体についても、直ちに郵便禁制品に該当するものではないが、セルフPCR検査の利用ニーズの増加等をふまえ、お客さまおよび社員の安全に最大限配慮の上、対象郵便物等を安全、確実に送達するための取扱方法を定めるもの。
- (3) 対象郵便物等の引受けにあたっては、コロナ検体の不活化・医療機関等と同水準の厳重な三重包装が条件となる。
- (4) ウィルスの不活化により感染性が失われており、また、医療機関等と

同水準の厳重な三重包装を行うことにより、万一、検体（唾液等）が一次容器から漏れた場合であっても、外部に漏出するおそれではなく、お客さまおよび社員の安全に最大限配慮するため、対象郵便物等についてはできる限り他の郵便物等と分別して処理を行う。

3. 取扱方法

(1) 引受局

全ての郵便局・簡易郵便局（取扱所（コンビニ）を除く）

(2) 取扱方法

ア 引受時の取扱い

- ・お客さまが対象郵便物等を差し出す場合は、社員にその旨を申し出ていただく。
- ・社員は、下記の条件を満たしていることをお客さまに確認の上、引受け。（確認できない場合または条件を満たしていない場合は、引受けをお断り）

① 当該検体が不活化（※1）されていること

② 医療機関等と同水準の包装がなされていること（※2）

※1 微生物などの病原体を熱、紫外線、薬剤などで死滅させる（感染性を失わせる）こと

※2 WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」における三重包装（カテゴリB用容器）

③ 検体は航空搭載禁止であるため、航空搭載禁止シールを対象郵便物等に貼付。

イ 保管・差立・配達時の取扱い

- ・専用の紙片を貼付したパレットケース等により、できる限り他の郵便物等と分別し、保管・差立・配達等を実施。

ウ その他

- ・差出箱（局内差出箱を含む）に投函された対象郵便物等については、原則、一般の郵便物等と同様に取り扱う。

⇒ 郵便物等の外装・品名欄に「コロナ検体」等の記載が明瞭に記載されているものを発見した場合は、以後、対象郵便物等として取り扱う。

- ・お客さまから、「チルドゆうパックにより新型コロナウイルスのセルフPCR検査の検体を差し出したい」旨の申出を受けた場合は、不活化および三重包装を行った上で、郵便物（または一般のゆうパック）としてご利用いただくよう案内。

以上

期間雇用社員等から正社員(一般職)登用の最終合格者数

○郵政グループ全体で2,186人が合格

本日、グループ各社より、期間雇用社員等から正社員(一般職)登用の最終合格者数について情報提供があった。

今年度の正社員登用選考の合格者数は2,186人になる

		出願者数(人)			合格者数 (人)	(参考) 登用予定 (現支)
		時給制	月給制	短時間		
日本郵政		17	5	—	3	若干名
日本 郵便	郵便コース	9,049	55	27	1,790	1,800人
	窓口コース	1,342	61	—	283	800人
ゆうちょ銀行		205	2	—	80	100人
かんぽ生命保険		104	6	—	30	50人
計		10,717	129	27	2,186	2,750人

本部は、日本郵便窓口コースで予定数を大きく割り込んでいることから、その理由と影響について会社に質した。

会社は、2019年度末において退職者数が大幅に減少し、2020年4月の正社員数が当初計画より上振れた。

2020年度においても、勧奨退職および自己都合退職者を合わせても例年の退職者数の半数程度となる見通しである。また、日本郵便窓口コース以外も同様の傾向にあるが、出願者数および、第二次審査受験者数が遞減傾向にあり地域間のアンバランスも発生していることから、このような状況を勘案し登用者数を決定した。当面の業務への影響としては、事業に携わる総人員が減少するわけではなく、直ちに業務運行が立ち行かなくなる訳ではないが、今後の人員構成等への影響も想定し、引き続き検討していくとしている。

本部は、安定的な業務運行を確保するには、勤務経験があり、既に職場で能力を発揮している社員の登用が有用であるとあらためて主張し、今後の新規採用や正社員登用等の考え方について、正社員比率向上とあるべき労働力政策の視点をもって見直し議論していく必要があると投げかけている。加えて、次年度以降、登用者数等の状況を、これまで以上に丁寧に共有するよう申し入れ、会社も同様の認識にあることを確認した。また、不合格となった社員に対し、管理者を通じた十分な対話に加え、日常的なフォローもを行うことを確認し本件を了とし周知する。

なお、最終合否通知は2021年1月26日（火）以降とし、登用日は同年4月1日（木）となる。

以上

ヤマト運輸から差し出される「クロネコDM便」 の取り扱いに係る対応

郵便及びメール便市場が縮小していく中、事業の継続を図る取り組みとしてヤマト運輸と協業を検討した結果、一部地域における「クロネコDM便」の運送業務の受託に関し合意したところ、2月1日から山形県内の配達が開始されるため、その取り扱いについて日本郵便から説明があったことから、周知する。

1. 概要(予定)

(1) 山形県内の想定引受個数

約9,157千個／年

(2) 区分

事前区分なし

(3) サイズ等

1kg以内、3辺合計60cm以内、長辺34cm以内、厚さ2cm以内

(4) 配達余裕承諾

3日程度

(5) 持ち込み

日本郵便のロールパレットおよびロールパレットケースを使用し、
地城区分局宛持ち込み(山形南郵便局)

(6) その他

ア 追跡入力なし

イ 転送不要

ウ コールセンター対応について、一次受はヤマト運輸で対応

エ 大型郵便物用区分機配備局については、処理の効率化の観点から、
できる限り区分機を利用した区分を実施

2. 取扱内容

(1) 引受検査

引受後、順次処理できるよう引受検査の効率化を実施

(2) 転送不要

取り扱い対象の県が限られていることから転送不要で対応

(3) 追跡入力なし

日本郵便では追跡入力は実施しない

3. 今後のスケジュール(予定)

1月31日(日) 山形南郵便局にて引受開始

2月 1日(月) 山形県内にて配達開始

3月~4月 その他の開始郵便局向けに順次指示文書を発出、取扱開始

4. 主なやりとりと本部の判断

本部は、今後予定しているエリアでのオペレーションについて質した。

会社は、今回の山形県のオペレーションを基本としつつそれぞれの実態に合わせて調整を行っていきたいとした。

本部は、サンプル調査について、ヤマト運輸において事前に「クロネコDM便」のバーコード読み込みをしていることから、引き受けの際の誤差は少ないものと思われるため、そのデータを活用するなど、できるだけ日本郵便での作業負荷を軽減するよう求めた。

会社は、同様の認識にあり、できるだけ日本郵便での作業を簡素化できるようにしたいとの考えを示した。

本部は、事業の継続をはかる取り組みとして受け止めつつも、現場に過度な負担とならないよう実態に合わせて必要な対策を講じることを求め、本件について了とした。

日 刊	JP 新東京	No.2946	2021年1月27日(水)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部			
TEL 03-5606-6784 内線 4353			

中央労金財形募集の取り組みについて（2月期）

JP労組は、組合員の資産形成をサポートする「ろうきん財形貯蓄」を推進しています。2020年8月期の定例募集では全国で473件の新規申込みがありましたが、総契約件数は年々減少している状況です。2021年2月期の「ろうきん財形貯蓄」の定例募集も従来通り、各ろうきん支店と連携して取り組みます。全組合員を対象とした新規加入や金額変更等、具体的な方法については、各支部・分会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ったうえで、ろうきん支店等との打ち合わせを要請します。なお、郵政グループ各社での事務処理期間を考慮し、会社ごとに募集期間が異なっておりますのでご注意願います。

記

1 内容

一般財形・財形住宅・財形年金の新規申込み及び積立額の変更

2 ろうきんとしての取り組み重点項目

- (1) 若年層への貯蓄習慣定着
- (2) 既契約者の積立額見直し
- (3) 財形年金の推進
- (4) 一般財形インターネットバンキング支払機能・ろうきんアプリの周知

3 募集日程

- (1) 日本郵政(株) 1月25日(月)～2月12日(金)
- (2) 日本郵便(株) 1月25日(月)～2月12日(金)
- (3) (株)ゆうちょ銀行 2月 1日(月)～2月19日(金)
- (4) (株)かんぽ生命保険 2月 1日(月)～2月19日(金)

※締切日は各職場をご確認ください。

4 その他

- (1) 組合員から相談の要望がある場合には、感染拡大防止の観点から、ろうきん担当者との電話や郵送等の非対面で対応を図ります。また、対面による相談を必要とした場合は、感染予防対策を行ったうえで対応を図ってください。
- (2) 掲示板や機関紙・誌を活用して情宣活動をお願いします。

加入資格 勤労者の方

お預金種別 自由

※積立額 毎月：1,000円以上 1,000円単位
 一時金：10,000円以上 10,000円単位
 (夏冬同額)

※積立期間 3年以上 (3年以内の払戻し可)



住まいの資金づくりにピッタリ

財形住宅

自宅取得料もしくは、改修工事等による用意する予定の年金を合算して、その合計金額が550万円に達する日（注1）から積み立てを開始するマイナー貯蓄方式です。（注2）

退職後の生活に安心をプラス

財形年金

退職後の生活資金として、60歳以降に年金で支取る節面です。財形住宅と合わせて年金と利息の合計が550万円に達するまで利子が非課税となるほか、受取時も非課税であることが魅力です。（注3）

加入資格 55歳未満の勤労者の方

●資金用途 ①住宅の新築・購入
 ②増改築
 ③建替え・販換え

●積立額 毎月：1,000円以上 1,000円単位
 一時金：10,000円以上 10,000円単位
 (夏冬同額)

●積立期間 5年以上 (5年以内の払戻し可)



●加入資格 55歳未満の勤労者の方

●資金用途 年金としての定期的な受取り

●積立額 毎月：1,000円以上 1,000円単位
 一時金：10,000円以上 10,000円単位
 (夏冬同額)

●積立期間 5年以上 (注4)



(注1) 要件を満たした住宅取得やリフォームの費用に充てるために払戻す場合に限ります。（法令に定める審査の提出が必要です。）

(注2) 安全使途以外の目的で払戻す場合は金額解約となり、原則解約日以前5年内に支払われた利息および中途解約利息について課税されます。

(注3) 安全使途以外の目的で払戻す場合は金額解約となり、原則解約日以前5年内に支払われた利息および中途解約利息について課税されます。

ただし、年金支払開始から5年を経過して解約する場合には中途解約利息のみに課税されます。

(注4) 累立終了から受取開始までの期間は6か月以上5年以内で、受取期間は60歳以降に5年以上20年以内でお選びください。

ろうきん財形と一緒に！〈ろうきん〉の普通預金口座がけっこう使える！

ろうきん財形から、〈ろうきん〉の普通預金口座への払戻しなら手数料は無料です。
 しかも〈ろうきん〉のキャッシュカードはさまざまな場所で、便利にご利用いただけます。

ATM手数料 0 円		ATM運営会社 主な設置先
セブン銀行 *1	ローン銀行 LASPEON BANK	ATM運営会社：株式会社ピーカード net FamilyMart *3
ゆうちょ銀行 *2	イオン銀行	VISA ALTET JR東日本の駅構内等
		主な設置先：JR東日本の駅構内等

全国のMICS加盟店（銀行・信用金庫等）で使って
ATMお引出し手数料を即時 キャッシュバック！

*4

*上記のうち、コンビニATMでは24時間お引出し・お預入れが可能です。*一部設置していない店舗、営業時間やシステムメンテナンスなどにより、ご利用いただけない場合があります。*1 セブン銀行での19:00～翌朝7:00のお引出しは手数料がかかりますが、即時キャッシュバックいたします。（一部ろうきんを除きます。詳細はお取引のろうきんにご確認ください。）*2 一旦、所定の手数料がかかりますが、即時キャッシュバックいたします。*3 ローンカードはご利用いただけません。*4 MICS加盟店でお引出しされた際のキャッシュバックサービスは、一部ろうきんでは行っておりません。また、キャッシュバックサービスの名称および内容は、ろうきんにより異なりますので、詳細はお取引のろうきんにご確認ください。

2020年4月1日現在

春闘・組織拡大に向けて意見交換

日本郵便オフィスサポート、郵便局物販サービス

第1回職場代表者会議を各社別に開催

【日本郵便オフィスサポート第1回職場代表者会議（Web会議）】

開催日時：2021年1月18日（月）18:30～

【郵便局物販サービス第1回職場代表者会議（Web会議）】

開催日時：2021年1月19日（火）18:30～

<議題（各社共通）>

1. 組織拡大の取り組み

日本郵政グループは関連会社
が多く、そこで働く社員もJP
労組の仲間として活動しており、
今回は関連会社の組織拡大の取
り組みを進めるべく、現状共有と今後の取り組み等について協議しました。



Web会議の模様①：本部役員と職場代表の組合員
(日本郵便オフィスサポート)

2. 2021春季生活闘争に向けた意見交換

2021春闘要求案策定に向けて、職場組合員からの意見・要求などに
ついて、本部・地本役員、職場代表者で意見交換を行いました。

今後、さらに職場での議論・意見集約を行い 要
求項目等について整理しながら、全国大会におけ
るJP労組の春闘方針の確立、主要4社の要求提
出時期などを踏まえ、関連各社も会社に要求書を
提出し、交渉をスタートさせるなどスケジュール
確認も行いました。



Web会議の模様②：地方参加者
(郵便局物販サービス)

25万人の仲間づくりへ

242,694名
1月8日現在

春闘の交渉情報など、最新情報をJP

労組ホームページに掲載しています！

是非、ご覧ください！



春
闘
ソ
フ
V
第
3
シ
フ

全国でJP労組の仲間を増やす！

第13回定期全国大会に向け、

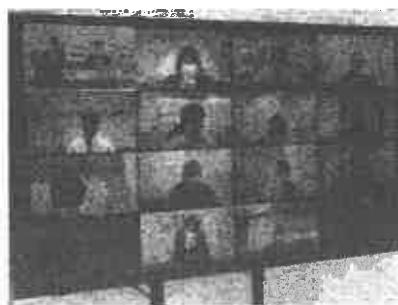
地方から現状報告

1月21日（木）、「地本組織担当者会議（Web会議）」を開催しました。

会議では、現在の組織状況について共有するとともに、当面は第13回定期全国大会（2月4日～5日）に向けて、組織を増やしていくことを確認しました。

地本間で現状報告と意見交換

深夜帯に勤務する社員はJP労組に加入していない社員が多くいることから、その未加入者への加入アプローチの仕方、支部との連携、集会の開催時間など、各地本で取り組んでいること、工夫していること、反省点など意見交換を行いました。



＜JP労組の仲間を増やそう！＞

第13回定期全国大会に向け、2021春季生活闘争における会社への影響力を高めるべく、組織数を増やして全国大会を盛り上げる！！そのためには1人でも多くの仲間をJP労組に迎えることが必要です。職場でJP労組に加入していない社員にJP労組加入の声掛けをしよう！



25万人の仲間づくりへ

242,694名
1月8日現在

春闘の交渉情報など、最新情報をJP
労組ホームページに掲載しています！
是非、ご覧ください！



～JP共済生協 お問い合わせ窓口 対応時間について～

新型コロナウィルス感染症の拡大にともない、JP共済生協のお問い合わせ窓口対応時間については、以下のとおり変更しておりますが、2020年12月16日（水）より2021年1月31日（日）までとしていた適用期間を国および東京都の緊急事態宣言が解除される日まで延長することとなりました。

組合員のみなさまへのお問い合わせに対応するため、Webの活用等、できうる対策を講じてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、感染拡大状況により業務運営等に変更がある場合は改めてお知らせいたします。

1. 適用期間

2020年12月16日（水）～緊急事態宣言解除日

2. 各窓口と受付時間

(1) ポストライフサービスセンター

受付時間 平日9：30～16：30

（土曜・日曜・祝日は休業）

◆共済金等のご請求手続き

共済契約の種類	フリーダイヤル
総合共済、交通災害共済、団体生命共済	0120-562-105
大型生命共済「きずな」	0120-70-4115

◆各種お手続き・お問い合わせ

共済契約の種類	フリーダイヤル
総合共済、交通災害共済、団体生命共済、せいめい共済	0120-562-105
火災共済・自然災害共済	0120-562-060
年金共済、大型生命共済「きずな」	0120-70-4115

(2)マイカー共済専用ダイヤル

受付時間 平日9：30～16：30（土曜・日曜・祝日は休業）

◆各種お手続き・お問い合わせ

共済契約の種類	フリーダイヤル
マイカー共済	0120-562-100

(3)火災・自然災害共済の被災受付やマイカー共済の事故受付は、24時間365日対応しております。

住宅損害受付センター	0120-131-459
マイカー共済事故受付センター	0120-0889-24

3. Webによる問い合わせ

お電話が繋がりにくい際は、JP共済生協ホームページのお問い合わせ・資料請求フォームより入力することで、各種お問い合わせに対応しておりますので、ご活用頂きますようお願い致します。

JP共済生協ホームページ <https://www.postlife.or.jp/>